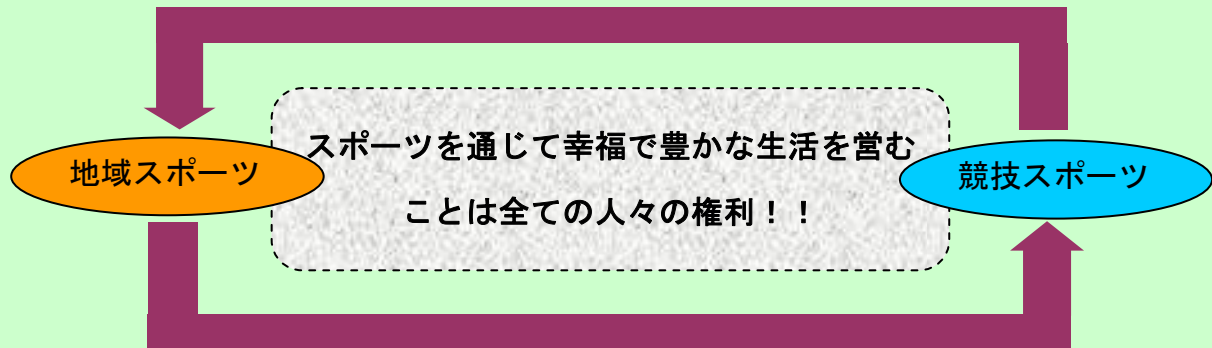


スポーツ基本法の概要

概要

1 前文

- ◆ スポーツの意義、効果等について定めるとともに、スポーツ立国を目指し、国家戦略としてスポーツ施策を推進することを明記する。



2 総則

- ◆ スポーツに関する基本理念、国・地方公共団体・スポーツ団体の責務・努力等を定める。

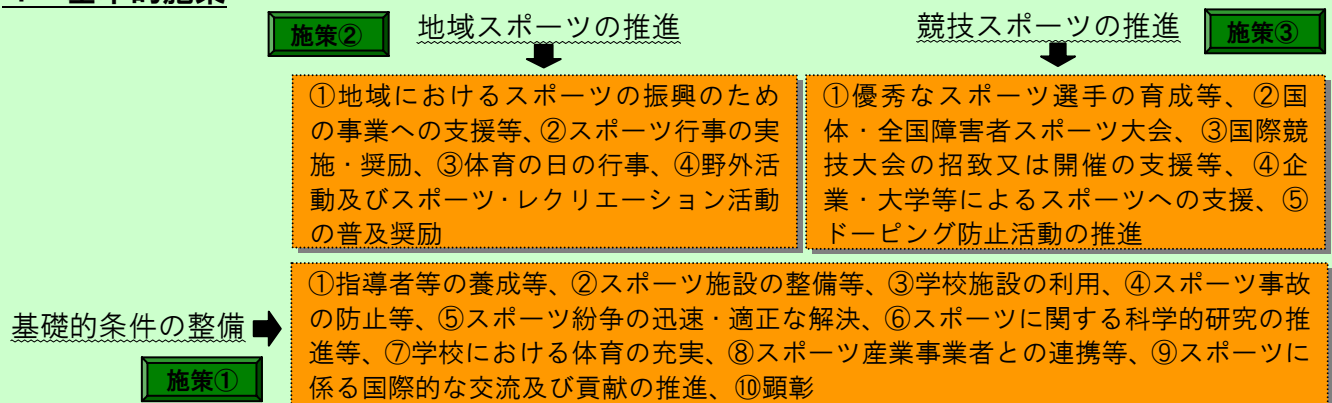
<基本理念>

①自主的・自律的なスポーツ活動、②学校・スポーツ団体・家庭・地域の相互連携、③人々の交流促進・地域間の交流の基盤整備、④スポーツを行う者の心身の健康の保持増進・安全の確保、⑤障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるようにするための配慮、⑥競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携・効果的な実施、⑦国際相互理解の増進・国際平和への寄与、⑧スポーツに対する国民の幅広い理解・支援

3 スポーツ基本計画等

- ◆ 国の「スポーツ基本計画」、地方公共団体の「地方スポーツ推進計画」について定める。

4 基本的施策



5 スポーツの推進に係る体制の整備

- ◆ スポーツ推進会議、スポーツ推進委員等について定める。

6 国の補助等

- ◆ 国・地方公共団体の補助について定める。

その他

- ◆ スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、必要な措置を講ずる。